

秋田県生活環境部生活衛生課  
関係補助金交付要綱

生活衛生課

令和5年4月1日施行

## 秋田県生活環境部生活衛生課関係補助金交付要綱

秋田県財務規則（昭和39年2月25日秋田県規則第四号。以下「財務規則」という。）第9章第2節の規定に基づき、秋田県生活環境部生活衛生課関係補助金交付要綱を次のように定める。

（補助事業等及び補助金等の額等）

第1 秋田県生活環境部生活衛生課関係補助金、負担金、交付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）の交付の対象とする事務または事業（以下「補助事業等」という。）、補助金等の率又は額、交付申請書の提出期限及びその経由機関等は、別表第1に定めるとおりとする。

（補助金等交付申請書）

第2 財務規則第247条に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他別に定める書類

（補助金等交付の条件等）

第3 補助金等の交付を決定するにあたっては、財務規則第249条の規定により、次に掲げる事項について、条件を付すものとする。

- (1) 補助金等を目的以外に使用しないこと。
- (2) 次に掲げる場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - ア 補助事業等に要する経費の配分を変更するとき。
  - イ 補助事業等の内容を変更するとき。
  - ウ 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったときは、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。

2 前項(2)の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。

- (1) 交付条件等変更承認申請書（様式第4号）
- (2) 補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

3 第1項(3)の規定による知事の指示を受けるときは、補助事業等実施状況報告書（様式第6号）によるものとする。

（交付決定通知）

第4 財務規則第250条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金等交付決定通知書（様式第7号）によるものとし、財務規則第252条の規定による変更交付決定の通知は、補助金等交付決定変更書（様式第8号）によるものとする。

（状況報告）

第5 財務規則第253条の規定による補助事業等遂行状況の報告は、補助事業等遂行状況報告書（様式第9号）により、別に定める日まで提出するものとする。

(実績報告書)

第6 財務規則第255条に規定にする実績報告書は様式第10号によるものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実績書 (様式第2号)
- (2) 収支精算書 (様式第11号)
- (3) その他別に定める書類

(補助金等の請求及び概算払並びに前金払)

第7 補助金等の請求は、請求書に請求すべき根拠を証明する書類を添付するものとする。

2 財務規則第258条第2項及び第3項の規定による概算払又は同規則同条第4項の規定による前金払をすることができる補助金等の種類、限度額及び交付時期は別表第2に定めるとおりとし、補助金等の概算払又は前金払を受けようとする補助事業者は、補助金等概算払(前金払)申請書(様式第12号)に請求書を添えて提出するものとする。

(財産処分の制限等)

第8 財務規則第261条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は別表第3に掲げるものとする。

ただし、当該補助事業等の完了後同表に掲げる期間を経過した財産については、同条の規定は適用しないものとする。

2 財務規則第261条の規定による知事への承認申請は、取得財産目的外処分承認申請書(様式第13号)によるものとする。

(手続きの一部省略)

第9 財務規則第263条の規定により、手続きの一部を省略することができる補助金は、別表第4に定めるとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月3日から施行する。
- 2 秋田県生活環境部環境衛生課関係補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1

## 生活衛生課関係補助金等の種類等

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	補助金等の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績書及び精算書提出期限	提出先及び経由機関
生活衛生営業指導センター補助金	秋田県生活衛生営業指導センターが行う生活衛生関係業者等に対する相談指導事業などを支援し、生活衛生関係営業の経営の健全化を通じたその衛生水準の維持向上を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進する。	公益財団法人秋田県生活衛生営業指導センターが実施する相談指導事業等のうち、生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱（厚生労働省）の対象となる事業	予算の定める額	公益財団法人秋田県生活衛生営業指導センター	生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱（厚生労働省）に定める補助申請日の10日前	事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日	生活衛生課
生活衛生関係営業振興対策事業補助金	消費者の嗜好やニーズが多様化・高度化する中で生活衛生関係営業の振興を促進し、利用者や消費者の利益の増進を図ることを目的とした事業に対し助成する。	生活衛生関係営業の組織強化、消費者サービス支援、衛生管理普及啓発、優しい店づくり推進、従事者の技術向上・技術普及及び人材育成による活性化等の事業	予算の定める額	公益財団法人秋田県生活衛生営業指導センター及び生活衛生同業組合等	内示を受けた日から20日以内	事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日	生活衛生課
生活基盤施設耐震化等補助金	地方公共団体等が行う水道関連施設等の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援することにより、生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱（厚生労働省）第6に掲げる交付の対象となる事業のうち生活基盤施設耐震化等事業計画に記載されたもの	予算の定める額 補助率 1/4、1/3、4/10 1/2	地方公共団体等	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱により厚生労働大臣が別に定める日（知事へ事前に提出）	事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日	厚生労働省 生活衛生課（経由）

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	補助金等の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績書及び精算書提出期限	提出先及び経由機関
秋田県動物愛護団体活動支援補助金	動物愛護団体運営者に対し、県内において犬猫の殺処分の減少等の動物愛護を目的とする活動・運営の支援を行うことを目的とする。	クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、動物愛護団体の活動を支援する事業	10/10	動物愛護団体	寄付額が確定した日から1ヶ月以内	当該年度の3月8日	生活衛生課

## 別表第2

## 概算払できる補助金等

補助金等の名称	補助事業等の種類	補助事業者等	前金払する率または額	交付時期
生活衛生営業指導センター補助金	別表第1の補助事業等の種類の欄に掲げる事業	公益財団法人秋田県生活衛生営業指導センター	交付決定額の10/10以内	申請書提出のつど
生活基盤施設耐震化等補助金	別表第1の補助事業等の種類の欄に掲げる事業	地方公共団体等	交付決定額の10/10以内	申請書提出のつど
秋田県動物愛護団体活動支援補助金	別表第1の補助事業等の種類の欄に掲げる事業	動物愛護団体	交付決定額の10/10以内	申請書提出のつど

## 別表第3

## 処分制限財産の指定

補助金等の名称	財産の区分	名 称	制 限 期 間
生活衛生関係営業振興対策事業補助金	補助事業で取得したすべての財産	補助事業で取得したすべての財産	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間
生活基盤施設耐震化等補助金	補助事業で取得したすべての財産	補助事業で取得したすべての財産	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間
秋田県動物愛護団体活動支援補助金	補助事業で取得したすべての財産	補助事業で取得したすべての財産	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間



別表第4

手続きの一部を省略できる補助金

補助金等の名称	手続きを省略できる書類
生活衛生営業指導センター補助金 生活衛生関係営業振興対策事業補助金 生活基盤施設耐震化等補助金 秋田県動物愛護団体活動支援補助金	補助事業等実施状況報告書 同 上 同 上 同 上

補助金等交付申請書

(元号) 年 月 日

秋田県知事

あて

住 所 (法人にあつては事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては代表者職氏名)

年度において次のとおり補助金等を交付されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助金等申請額 \_\_\_\_\_円

4 補助事業等の実施期間 (元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日

注 (1) 1及び2は、要綱別表第1に掲げる事項と同一のものであること。

(2) 補助事業等の実施計画書及び収支予算書は別紙により添付のこと。

事業実施計画書(実績書)

補助金等の名称	様式
生活衛生営業指導センター補助金	別に定める
生活衛生関係営業振興対策事業補助金	別に定める
生活基盤施設耐震化等補助金	別に定める
秋田県動物愛護団体活動支援補助金	別に定める

様式第3号

収 支 予 算 書

収入の部

(単位：円)

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

支出の部

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

交付条件等変更承認申請書

(元号) 年 月 日

秋田県知事

あて

住 所 (法人にあっては事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては代表者職氏名)

(元号) 年 月 日付け指令 で交付決定を受けた補助金等の交付条件等について、次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助金等決定額 \_\_\_\_\_円

4 補助金等変更申請額 \_\_\_\_\_円

5 変更を受けたい理由

注 (1) 変更事業計画及び変更経費は別紙により添付し、様式は補助金等交付申請書を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載すること。

(2) 記載方法は黒二段書きとし、当初計画を上段 ( ) 書きで、変更計画を下段に記載すること。

補助事業等中止（廃止）承認申請書

(元号) 年 月 日

秋田県知事

あて

住 所（法人にあつては事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては代表者職氏名） ㊤

(元号) 年 月 日付け指令 で交付決定を受けた補助事業等を中止(廃止)したいので、承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助金等決定額 \_\_\_\_\_円

4 中止（廃止）する理由

5 中止（廃止）する部分

補助事業等実施状況報告書

(元号) 年 月 日

秋田県知事

あて

住 所 (法人にあっては事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては代表者職氏名)

(元号) 年 月 日付け指令 によって交付決定を受けた補助事業等が  
実施期間内に完了(遂行)が困難となったので指示されるよう報告します。

- 1 補助金等の名称
  
  
- 2 補助事業等の決定額 \_\_\_\_\_円
  
  
- 3 指示を受ける内容
  
  
- 4 指示を受ける理由(事業遂行状況)

補助金等交付決定通知書

指令

(元号) 年 月 日

補助事業者 あて

秋田県知事

(元号) 年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり交付することに決定したので、秋田県財務規則第250条の規定により、通知する。

1 交付決定額 \_\_\_\_\_円

交付決定額の内訳

補助対象事項	事業費総額	交付決定額		自己負担
		国庫	県費	
計				

2 補助事業の目的

3 交付条件



補助金等交付決定変更書

指令

(元号) 年 月 日

補助事業者 あて

秋田県知事

(元号) 年 月 日指令第 号をもって通知した補助金の交付決定を次のとおり変更することに決定したので、秋田県財務規則第252条の規定により通知する。

- 1 変更する事項
- 2 変更の範囲
- 3 変更の理由
- 4 変更による新たな条件

交付額

項 目	変 更 前				変 更 後			
	事業費	補助金	内 訳		事業費	補助金	内 訳	
			国 庫	県			国 庫	県

注 (1) 記載する事項は、不要部分を省略すること。

(2) 交付額は、交付決定額を黒書とし、変更後の額を朱書として二段書とすること。

補助事業等遂行状況報告書

(元号) 年 月 日

秋田県知事

あて

住 所 (法人にあっては事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては代表者職氏名)

(元号) 年 月 日付け指令 で補助金等交付決定通知のあった補助事業の実施状況を次のとおり報告します。

1 補助金等の名称 (種類)

2 補助金等交付決定額 \_\_\_\_\_円

3 実施状況

補助 事業名	年 間 計 画			月 日現在実施状況			進捗率	着 手 年月日	完 了 予 定 年月日	備 考
	事業量	事業費	補助金交付 決定額	事業量	事業費	補助金 受領額				
		円	円		円	円	%			

補助事業等実績報告書

(元号) 年 月 日

秋田県知事

あて

住 所 (法人にあっては事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては代表者職氏名)

補助事業等が完了したので、その実績を次のとおり報告します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助金等決定額 \_\_\_\_\_円

4 補助金等実績額 \_\_\_\_\_円

5 差引増減額 \_\_\_\_\_円

6 交付決定年月日 (元号) 年 月 日

7 交付決定通知書指令番号 指令

8 補助事業等完了日 (元号) 年 月 日

注 補助事業等の事業実績書及び収支精算書については別紙により添付のこと。

収 支 精 算 書

収入の部

(単位：円)

区 分	本 年 度 精 算 額	本 年 度 予 算 額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

支出の部

区 分	本 年 度 精 算 額	本 年 度 予 算 額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

補助金等概算払（前金払）申請書

（元号） 年 月 日

秋田県知事

あて

住 所（法人にあつては事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては代表者職氏名）

補助金等の概算（前金）払について（申請）

（元号） 年 月 日付け指令 により補助金等の交付の決定を受けましたが、補助金等交付の決定の内容及び補助等の条件に従い事業を完全に遂行しますから、補助金等の概算（前金）払を受けたく申請します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助事業等の種類
- 3 事業完了予定年月日 （元号） 年 月 日
- 4 補助金等の決定額 円
- 5 既受領額 円
- 6 今回請求額 円
- 7 概算（前金）払申請理由

取得財産目的外処分承認申請書

(元号) 年 月 日

秋田県知事

あて

住 所 (法人にあつては事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては代表者職氏名)

補助事業等により取得 (効用の増加) した財産を、次のとおり、目的外に処分することについて承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助事業等実施年度

4 財産の制限期間 (元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日まで

5 目的外処分の内容

注 目的外処分の内容については、補助金交付の目的に反して、使用・譲渡・交換・貸付の場合等に  
分けて記載すること。